

## 第2章

# オー促進税制、パージナルスピンオフ等 M&A・企業再生等に 関する改正の実務ポイント

### 【この章のエッセンス】

- スタートアップの支援強化を引き続き行うために、オープンイノベーション促進税制において、3年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式取得も対象に含められることとされ、特定勘定を設定した法人と特定株式発行法人が合併した場合の取扱いが新たに規定された。
- パージナルスピンオフ税制は、2026年4月1日以後に改正後の産業競争力強化法の認定を受けた法人の行う現物分配に関する措置として改組され、従業者継続要件や事業再編計画の認定の要件が見直された。

## オープンイノベーション促進税制

### (1) 改正の概要

オープンイノベーション促進税制(特定事業活動として特別新事業開拓事業者(スタートアップ企業)の株式の取得をした場合の課税の特例)は、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、国内の事業会社またはその国内CVC(Corporate Venture Capital)が、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得して3年(または5年)保有した場合、その株式(特定株式)の取得価額の25%を所得から控除する優遇税制として、令和2年度税制改正で創設された(図表13)。

出資型に加えて、スタートアップ企業の成長に資するM&A(議決権の過半数の取得)を行った場合の取得した発行済株式についても対象に加えられた。新規出資型が、スタートアップへの新たな資金の供給を促進し、生産性向上につながる事業革新を図るための事業会社によるオープンイノベーションを促進する目的の税制として創設され、M&A型は、スタートアップの出口戦略の多様化を図るため、スタートアップの成長に資するM&Aを後押しする目的で措置された。

令和8年度税制改正では、事業会社とスタートアップの協業のさらなる促進のため、M&A型についてマインORITY取引(3年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式取得)も対象にされることとされ、株式取得の下限額や繰入額の益金算入について見直したうえで、適用期限が2年延長された(措法66の13)。

(7) 「研究開発税制等の在り方に関する研究会」が、2025年8月に公表した中間とりまとめでは、「現行制度においてインセンティブが措置されていない吸収合併や50%以下の発行済株式の取得等を対象とすることで、オープンイノベーションを促進することができるため、これらを措置することが有効」との提言がされた。

### (2) 新規出資型(増資特定株式の取得)の改正

中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得の下限額を2億円以上(改正前…1億円以上)に引き上げる(国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等)。なお、新たに本税制の対象とされる50%以下取得株式で特別勘定を設定している(または設定していた)同一の銘柄の株式については、新規出資型の措置を適用できない。

### (3) M&A型(50%超取得)の改正

増資特定株式以外の特定株式(50%超取得)の取得の下限額を7億円以上(改正前…5億円以上)に引き上げる。本税制の適用のため、特定株式に特別勘定を設けている法人